

知っておきたい保険のはなし

猫劇場

～「自転車はクルマの仲間!」～

じゅじゅ
寿 寿
しっかり者の
お姉さん猫



はっ ぱ
わがまま、
気まぐれな
妹猫

知っておいたら役に立つ保険の知識。でも、難しくてよく分からない…。そんな保険のおはなしを、寿寿とはっばが分かりやすく解説します。

監修/アストのほけん



気候がちょうどいいこの時期、お出かけしたいわよね。



したいしたいー!! サイクリングとか最高よね!
風が気持ちよくて、めっちゃイイ気分転換になるのよねえ。



サイクリング、いいわね。でもちゃんと交通ルールは守ってね?



え、なにそれ。あたり自由がモットーなんだけど。



ちょっと、何言ってるの。自転車は「軽車両」って言って、道路を走る時はクルマと同じルールが適用されるの。だから基本は車道の左側通行。信号や一時停止も守る、夜はライトつける、飲酒運転は当然ダメ!!
そしてヘルメットも必須ね。



ヘルメットー?
髪べちゃんこになるから微妙! なんて乙女の声もあるんだけど…。



んもう、命を守る大事なアイテムよ。
あるとないとじゃ、万が一の時のケガの度合いが全然違うの。死亡率・重傷率が2倍以上変わるって言われてるし、特に中高生や小さい子どもの事故も多いの。



うう… 安全には代えられないわねえ。



それとね、長野県では「自転車損害賠償責任保険」の加入が義務になっているの。今は全国でも34の都道府県が義務化しているんですって。



えっ、それって保険に新しく入らなきゃダメってこと?



一概にそうとも限らないわ。
実はね、自動車保険に「個人賠償責任特約」がついていれば、自転車事故で他人にケガをさせちゃった時もカバーできるの。



ふーん? なんかお喋りい響き。



ただし、それは「相手に対しての賠償」だけ。
自分のケガは対象外だから要注意ね。



ええ… あたしが怪我しちゃったら自腹!?



そこでチェックしたいのが「人身傷害交通乗用具事故特約」。これがあれば、自転車に乗っていて自分がケガをした場合も補償されるの。



特約ってすごいねえ。
でも補償って、全部ついてるとは限らないんでしょ?



そうなの。特約がついていても、補償範囲や限度額は保険ごとに違うから、しっかり確認が必要。



でも、それ入ってるかどうか、どうやって分かるの?



保険証券とか契約内容を見て確認するの。
もし分からなければ、保険会社や代理店さんに聞いてもいいわよね。
万が一のため、皆さんもしっかり確認しておいてくださいにゃ。